

2010年 輸入統計品目表新旧対照表

新 (2010年)				旧 (2009年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
03.01		魚 (生きているものに限る。)			03.01		魚 (生きているものに限る。)		
0301.10		(省 略)			0301.10		(同 左)		
		—その他の魚 (生きているものに限る。)					—その他の魚 (生きているものに限る。)		
0301.91		(省 略)			0301.91		(同 左)		
0301.95		—その他のもの			0301.95		—その他のもの		
0301.99		—養魚用の稚魚			0301.99		—養魚用の稚魚		
		—ぶり (セリオーラ属のもの)					—ぶり (セリオーラ属のもの)		
	111	5	—ぶり (セリオーラ・クインクエラディアータ)	KG	111	5	—ぶり (セリオーラ・クインクエラディアータ)	KG	
	119	6	—その他のもの	KG	119	6	—その他のもの	KG	
	190	0	—その他のもの	KG	190	0	—その他のもの	KG	
		—その他のもの					—その他のもの		
	210	6	—にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)	KG	210	6	—にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)	KG	
	220	2	—ひらめ (バラリクティス属のもの)	KG			—ひらめ (バラリクティス属のもの)		
	290	2	—その他のもの	KG	290	2	—その他のもの	KG	
11.04		その他の加工穀物 (例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。) 及び穀物の胚芽 (全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)			11.04		その他の加工穀物 (例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。) 及び穀物の胚芽 (全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)		
1104.12		(省 略)			1104.12		(同 左)		
1104.23		—その他の穀物のも			1104.23		—その他の穀物のも		
1104.29		—小麦又はライ小麦のもの			1104.29		—小麦又はライ小麦のもの		
		—小麦のもの					—小麦のもの		

新 (2010年)				旧 (2009年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
111	2	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	111	2	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
119	†	-----その他のもの -----ライ小麦のもの		KG	119	†	-----その他のもの -----ライ小麦のもの		KG
121	5	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	121	5	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
129	†	-----その他のもの -----米のもの		KG	129	†	-----その他のもの -----米のもの		KG
250	1	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	250	1	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
290	†	-----その他のもの -----大麦又は裸麦のもの		KG	290	†	-----その他のもの -----大麦又は裸麦のもの		KG

新 (2010年)				旧 (2009年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1104.30	410 0	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	1104.30	410 0	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
	490 †	-----その他のもの		KG		490 †	-----その他のもの		KG
	310 5	-----その他のもの		KG		300 2	-----その他のもの		KG
	390 1	-----そばのもの		KG					
		(省 略)					(同 左)		
16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		
1604.11		(省 略)			1604.11		(同 左)		
1604.19		-----その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚			1604.19		-----その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚		
1604.20		-----卵			1604.20		-----卵		
		-----にしん(クルペア属のもの)					-----にしん(クルペア属のもの)		
		又はたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの					又はたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの		
		-----にしん(クルペア属のもの)のもの					-----にしん(クルペア属のもの)のもの		
	011 3	-----気密容器入りのもの		KG		011 3	-----気密容器入りのもの		KG
	012 4	-----その他のもの		KG		012 4	-----その他のもの		KG
	015 0	-----たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの		KG		013 5	-----気密容器入りのもの		KG
						014 6	-----その他のもの		KG
	019 4	-----その他のもの		KG		019 4	-----その他のもの		KG
	020 5	-----その他のもの		KG		020 5	-----その他のもの		KG
1604.30		(省 略)			1604.30		(同 左)		
1604.90					1604.90				
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
2903.11		(省 略)			2903.11		(同 左)		
2903.31		-----その他のもの			2903.31		-----その他のもの		
2903.39		-----臭素化誘導体			2903.39		-----臭素化誘導体		
	011 4	-----臭化メチル		KG		011 4	-----臭化メチル		KG
	019 5	-----その他のもの		KG		019 5	-----その他のもの		KG
		-----ふつ素化誘導体					-----ふつ素化誘導体		
	021 0	-----ペルフルオロメタン		KG		021 0	-----ペルフルオロメタン		KG
	022 1	-----ペルフルオロエタン		KG		022 1	-----ペルフルオロエタン		KG
	023 2	-----ジフルオロメタン(HFC-32)		KG		023 2	-----ジフルオロメタン(HFC-32)		KG
	024 3	-----ペンタフルオロエタン(HFC-125)		KG		024 3	-----ペンタフルオロエタン(HFC-125)		KG

新 (2010年)				旧 (2009年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2903.41 } 2903.69	031	-----1・1・1・2-テトラフルオ ロエタン (HFC-134 a)			025	4	-----1・1・1・2-テトラフルオ ロエタン (HFC-134 a)		KG
		-----噴霧器に充てんしたも の		KG					
	039	-----その他のもの		KG					
	026	-----1・1・1-トリフルオロエ タン (HFC-143a)		KG	026	5	-----1・1・1-トリフルオロエ タン (HFC-143a)		KG
		-----1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)			027	6	-----1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)		KG
	041	-----噴霧器に充てんしたも の		KG					
	049	-----その他のもの		KG					
	029	-----その他のもの		KG	029	†	-----その他のもの		KG
	090	-----その他のもの		KG	090	6	-----その他のもの		KG
			(省 略)				(同 左)		
37.02		感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに限るものと し、紙製、板紙製又は紡織用繊維製 のものを除く。)及び感光性のロー ル状インスタントプリントフィル ム (露光してないものに限る。)			37.02		感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに限るものと し、紙製、板紙製又は紡織用繊維製 のものを除く。)及び感光性のロー ル状インスタントプリントフィル ム (露光してないものに限る。)		
3702.10		(省 略)			3702.10		(同 左)		
3702.31	000	-----その他のフィルム (パーフォー レーションのないもので、幅が105ミ リメートル以下のものに限る。)			3702.31		-----その他のフィルム (パーフォー レーションのないもので、幅が105ミ リメートル以下のものに限る。)		
		-----カラー写真用のもの (ポリクロ ーム)	NO	SM			-----カラー写真用のもの (ポリクロ ーム)		
3702.32		(省 略)			010	2	-----幅が35ミリメートルのもの	NO	SM
					090	5	-----その他のもの	NO	SM
3702.44		(省 略)			3702.32		(同 左)		
3702.51		-----その他のフィルム (カラー写真用 のもの (ポリクローム) に限る。)			3702.44		-----その他のフィルム (カラー写真用 のもの (ポリクローム) に限る。)		
3702.52		(省 略)			3702.51		(同 左)		
		-----幅が16ミリメートル以下で、長 さが14メートルを超えるもの			3702.52		-----幅が16ミリメートル以下で、長 さが14メートルを超えるもの		
	030	-----映画用フィルム	SM	M			-----映画用フィルム		
3702.53		(省 略)			010	2	-----反転現像方式のもの	SM	M
					020	5	-----その他のもの	SM	M
3702.95	090	-----その他のもの	SM	M	090	5	-----その他のもの	SM	M
		(省 略)			3702.53		(同 左)		
					3702.95				
52.05		綿糸 (綿の重量が全重量の85%以上 のものに限るものとし、縫糸及び小 売用にしたものを除く。)			52.05		綿糸 (綿の重量が全重量の85%以上 のものに限るものとし、縫糸及び小 売用にしたものを除く。)		
5205.11		(省 略)			5205.11		(同 左)		
5205.15					5205.15				
		-----単糸 (コームした繊維製のものに 限る。)					-----単糸 (コームした繊維製のものに 限る。)		
5205.21		-----714.29デシテックス以上のもの (メートル式番手14以下のもの)			5205.21		-----714.29デシテックス以上のもの (メートル式番手14以下のもの)		
	010	-----合成繊維若しくはアセテ ート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重 量の10%を超えるもの		KG	010	2	-----合成繊維若しくはアセテ ート繊維又はこれらの繊維を 合わせたものの重量が全重 量の10%を超えるもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		

新 (2010年)				旧 (2009年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
	023	1	-----綿のみから成るもの		KG		-----綿のみから成るもの		
					021	6	-----漂白してないもの(マーセライズしたものを除く。)		KG
	029	0	-----他の繊維を混ぜたもの		KG		-----その他のもの		KG
5205.22 5205.35			(省 略)		5205.22 5205.35		(同 左)		KG
			---マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものに限る。)		5205.41 5205.42		---マルチプルヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものに限る。)		KG
			(省 略)				(同 左)		
			---構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの)		5205.41 5205.42		---構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの)		KG
	010	2	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		KG		---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		KG
	090	5	---その他のもの		KG		---その他のもの		KG
5205.43 5205.48			(省 略)		5205.43 5205.48		(同 左)		KG
60.01			パイル編物(ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		60.01		パイル編物(ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		KG
6001.10 6001.29			(省 略)		6001.10 6001.29		(同 左)		KG
6001.91 6001.92	000	3	---その他のもの ---綿製のもの ---人造繊維製のもの		KG	6001.91 6001.92	---その他のもの ---綿製のもの ---人造繊維製のもの		KG
	015	3	---ポリエステル製のたてメリヤス編みのものうちパイルを切ったもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が142センチメートル以上のものに限る。)		KG		---たてメリヤスのもの ---合成繊維製のもの ---ポリエステル製のもの ---パイルを切ったもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が142センチメートル以上のものに限る。)		KG
	017	5	---その他のもの ---たてメリヤスのもの -----合成繊維製のもの		KG		-----その他のもの		KG
	019	0	-----再生繊維又は半合成繊維製のもの -----その他のもの -----合成繊維製のもの		KG		-----再生繊維又は半合成繊維製のもの -----その他のもの -----合成繊維製のもの		KG
	092	3	-----ポリエステル製のもの		KG		-----ポリエステル製のもの		KG
	094	5	-----その他のもの		KG		-----その他のもの		KG
	099	3	-----再生繊維又は半合成繊維製のもの		KG		-----再生繊維又は半合成繊維製のもの		KG
6001.99 60.02			(省 略) メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)		6001.99 60.02		(同 左) メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)		KG

新 (2010年)				旧 (2009年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6002.40		一弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。)			6002.40		一弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。)		
	010	---模様編みの組織を有するもの				010	---模様編みの組織を有するもの		
	020	----綿製のもの		KG		020	----綿製のもの		KG
		----その他のもの		KG			----その他のもの		KG
	050	---その他のもの					---その他のもの		
		----綿製又は人造繊維製のもの		KG			----綿製又は人造繊維製のもの		KG
	090	----その他のもの		KG		030	----綿製のもの		KG
6002.90		(省 略)			6002.90		(同 左)		
61.05		男子用のシャツ(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.05		男子用のシャツ(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6105.10		(省 略)			6105.10		(同 左)		
6105.20		一その他の紡織用繊維製のもの			6105.20		一その他の紡織用繊維製のもの		
6105.90		---オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ			6105.90		---オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ		
	014	----ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG		011	----羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
	018	----その他のもの	NO	KG		012	----その他のもの	NO	KG
	020	---その他のもの	NO	KG		013	----羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
61.08		女子用のスリッパ、パティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.08		女子用のスリッパ、パティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6108.11		(省 略)			6108.11		(同 左)		
6108.39		一その他のもの			6108.39		一その他のもの		
6108.91		(省 略)			6108.91		(同 左)		
6108.92		---人造繊維製のもの			6108.92		---人造繊維製のもの		
	014	----ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品				014	----ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	NO	KG
	018	----その他のもの	NO	KG		016	----合成繊維製のもの	NO	KG
	020	----その他のもの	NO	KG		019	----再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
6108.99		(省 略)			6108.99		(同 左)		
61.09		Tシャツ、シングルレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.09		Tシャツ、シングルレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6109.10		(省 略)			6109.10		(同 左)		
6109.90		一その他の紡織用繊維製のもの			6109.90		一その他の紡織用繊維製のもの		
		---異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの					---異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの		

新 (2010年)				旧 (2009年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		----ししゅうしたもの、レースを 使用したもの及び模様編み の組織を有するもの (削 除)			011	2	----ししゅうしたもの、レースを 使用したもの及び模様編み の組織を有するもの ----羊毛製又は織獣毛製のも の	NO	KG
012	3	----合成繊維製のもの	NO	KG	012	3	----合成繊維製のもの	NO	KG
013	4	----再生繊維又は半合成繊維 製のもの	NO	KG	013	4	----再生繊維又は半合成繊維 製のもの	NO	KG
014	5	----その他のもの ----その他のもの	NO	KG	014	5	----その他のもの ----その他のもの	NO	KG
016	0	----合成繊維製のもの	NO	KG	016	0	----合成繊維製のもの	NO	KG
017	1	----再生繊維又は半合成繊維 製のもの	NO	KG	017	1	----再生繊維又は半合成繊維 製のもの	NO	KG
019	3	----その他のもの --その他のもの	NO	KG	019	3	----その他のもの --その他のもの	NO	KG
021	5	----人造繊維製のもの	NO	KG	021	5	----人造繊維製のもの	NO	KG
029	6	----その他のもの	NO	KG	029	6	----その他のもの	NO	KG
71.12		貴金属又は貴金属を張つた金属の くず及び主として貴金属の回収に 使用する種類のその他のくずで貴 金属又はその化合物を含有するも の			71.12		貴金属又は貴金属を張つた金属の くず及び主として貴金属の回収に 使用する種類のその他のくずで貴 金属又はその化合物を含有するも の		
7112.30		一貴金属又はその化合物を含む灰 (削 除)			7112.30		一貴金属又はその化合物を含む灰 --金のもの		KG
020	4	--白金のもの		KG	020	4	--白金のもの		KG
090	4	--その他のもの		KG	090	4	--その他のもの		KG
7112.91 }		(省 略)			7112.91 }		(同 左)		
7112.99					7112.99				
84.22		皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械 (瓶その他の容器に使用するもの に限る。)、充てん用、封口用、封 止用又はラベル張付け用の機械 (瓶、缶、箱、袋その他の容器に使 用するものに限る。)、瓶、ジャー、 チューブその他これらに類する容 器の口金取付け用の機械その他の 包装機械(熱収縮包装用機械を含 む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機 一皿洗機			84.22		皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械 (瓶その他の容器に使用するもの に限る。)、充てん用、封口用、封 止用又はラベル張付け用の機械 (瓶、缶、箱、袋その他の容器に使 用するものに限る。)、瓶、ジャー、 チューブその他これらに類する容 器の口金取付け用の機械その他の 包装機械(熱収縮包装用機械を含 む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機 一皿洗機		
8422.11 }		(省 略)			8422.11 }		(同 左)		
8422.20					8422.20				
8422.30		一充てん用、封口用、封止用又はラ ベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、 袋その他の容器に使用するもの に限る。)、瓶、ジャー、チュー ブその他これらに類する容器の 口金取付け用の機械及び飲料用 の炭酸ガス注入機			8422.30		一充てん用、封口用、封止用、口金 取付け用又はラベル張付け用の 機械(瓶、缶、箱、袋その他の容 器に使用するものに限る。)及び 飲料用の炭酸ガス注入機		
	020	--容器成形充てん機	NO	KG	010	6	--瓶詰め機	NO	KG
	090	--その他のもの	NO	KG	020	2	--容器成形充てん機	NO	KG
					090	2	--その他のもの	NO	KG
90.06		写真機(映画用撮影機を除く。)並 びに写真用のせん光器具及びせん 光電球(第85.39項の放電管を除 く。)			90.06		写真機(映画用撮影機を除く。)並 びに写真用のせん光器具及びせん 光電球(第85.39項の放電管を除 く。)		
9006.10 }		(省 略)			9006.10 }		(同 左)		
9006.40					9006.40				
9006.51		一その他の写真機 (省 略)			9006.51		一その他の写真機 (同 左)		

